

「世界農業遺産普及啓発ツール作成」に係るコンペティション実施要項

1. 趣旨

世界農業遺産（以下、GIAHS）に認定された高千穂郷・椎葉山地域の概要や魅力を伝えるための普及啓発ツールを作成する。

2. 概要

- (a) 名称 「世界農業遺産普及啓発ツール作成」に係るコンペティション（以下、本コンペ）
- (b) 契約額 1,500,000 円（消費税含む）
- (c) 契約形態 世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会との委託契約とする

3. 担当窓口

高千穂町役場総合政策課グローバル戦略係

（世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会事務局）

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13 番地

TEL : 0982-73-1260 FAX : 0982-73-1261 MAIL : sougou@town-takachiho.jp

4. 参加資格

参加は公募によるものとし、次に掲げるすべての要件を満たすものとする

- (a) 企業、NPO法人、その他の法人、または共同企業体（本事業を実施するため、複数の事業者等で構成された団体）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体でないこと。
- (b) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (c) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。

5. 提出書類

(a) 参加意思表示

本コンペに参加を希望する場合は、以下のオンラインフォームにて、必要事項を記入のうえ令和4年6月13日（月）15時までに送信すること。

<https://forms.gle/ngZSt9qFxxQQfYGvA8>

(b) 企画提案書等（様式任意）

以下の提出物を、令和4年6月27日（月）15時までに、持参もしくは郵送にて担当窓口へ提出すること。

- ① 企画提案書・・・7部
- ② 見積書・・・7部
- ③ 会社概要や事業実績が分かるパンフレット等・・・7部

※郵送の際は提出期限の日時は必着とする。なお、提出された書類は返却しないこととする。

6. 質問の受付

(a) 受付期間 令和4年6月14日（火）から6月15日（水）15時まで

(b) 質問方法 下記オンラインフォームにて送付すること。

<https://forms.gle/y8Yh9VobNWxoyAk59>

(c) 質問への回答 質問者を含め参加意思表示のあった全員にメールにて送付する。

7. 審査

(a) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、書類審査を行い、委託先を決定する。

(b) 結果通知

審査の当落結果は、審査が終了後に応募者全員に書面で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせは一切受け付けないこととする。

(c) 審査基準

審査は以下の審査基準で行うこととする。

審査内容		配点
理 解	事業の目的を理解し、目的を達成する提案内容か	10
デザイン	地域住民に伝わりやすいデザイン構成となっているか	60
特 徴 性	独創的または、斬新な工夫がされているか	20
経 費	見積金額が妥当なものであるか	10
合計		100

「世界農業遺産普及啓発ツール作成事業」仕様書

1. 業務の名称

世界農業遺産普及啓発ツール作成事業

2. 契約期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで

3. 業務内容

世界農業遺産（以下、GIAHS）に認定された高千穂郷・椎葉山地域の概要や魅力を伝えるために、以下の 2 つの普及啓発ツールを作成する。

(a) パネル

- ① 規格
 - ・ A1 サイズ
 - ・ 壁に掛けて展示できる物
 - ・ ポスターフレーム等を使用し、5 年程度は使用できる耐久性のある物
- ② 枚数 以下の 9 枚のパネルを 6 セット（合計 54 枚）

1. GIAHS の概要	各 1 枚
2. 高千穂郷・椎葉山地域の概要①	
3. 高千穂郷・椎葉山地域の概要②	
4. ロゴマークの紹介	
5. 高千穂町の紹介	
6. 日之影町の紹介	
7. 五ヶ瀬町の紹介	
8. 諸塚村の紹介	
9. 椎葉村の紹介	

※高千穂郷・椎葉山地域の概要①・②は、以下の点に留意すること

- ・ 下記(b)で作成するシステム図を含むこと
- ・ SDGs との関連性も含めること

※上記の 9 枚以外にも独自で提案するパネルがあれば追加することも可能とし、その場合は企画提案書にて中身を提案すること。

- ③ 言語 日本語

- ④ 用途 各種イベントや役場ロビー等にて展示

(b) システム図

高千穂郷・椎葉山地域の農林業システム「山間地農林業複合システム」が視覚的に伝わるようなシステム図を作成する。

- ① 規格 A4 サイズ以内に収まるもの（縦・横は問わない）

- ② システム図の参考事例（和歌山県みなべ・田辺地域の事例）

<https://www.giahs-minabetanabe.jp/ume-system/>

4. 写真素材

- (a) 下記のサイトに、過去4回のフォトコンテストの入賞作品がアップロードしてあり、作成にあたってはこれらのオリジナルの画像を、協議会より提供可能。

<https://takachihogo-shiibayama-giahs.com/gallery?key=ja>

- (b) 上記の写真素材以外に必要なものがある場合は、必要に応じて撮影すること。

5. 成果物

以下の成果物を担当窓口に納品すること。なお、(a)については、6か所に納品することとし、納品場所は委託業者に別途知らせることとする。

- (a) 作成したパネル（9枚×6セット、合計54枚）

- (b) パネル及びシステム図のPDF・JPEGデータ

6. 世界農業遺産について

- (a) 世界農業遺産については下記のホームページの内容や掲載されているパンフレットなどの情報を参考にすること。

- ① 世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域公式ホームページ

<http://takachihogo-shiibayama-giahs.com/>

- ② 農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/index.html>

7. その他

- (a) 今回の業務委託により作成される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権、利用権、その他の一切の権利は世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会に帰属するものとする。

- (b) 成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。第三者からの意義申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

- (c) 本業務により得られた成果物および資料や情報等は、他に公表、貸与、仕様、複写、漏洩をしてはならない。